

2023年8月31日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
河野 太郎 様
消費者庁長官 新井ゆたか 様
消費者委員会 委員長 様
独立行政法人国民生活センター
理事長 山田 昭典 様

カナリア・ネットワーク全国 世話人一同

移香実証実験についての情報提供及び実証実験を求める要望書

日頃より、消費者行政にご尽力いただき、感謝申し上げます。

私どもは、日用品に含まれる香料や消臭成分等の化学物質による健康被害（香害）を受けている当事者を中心にして、2021年に発足した団体、カナリア・ネットワーク全国と申します（2023年8月末現在、会員数約730人）。被害の実態を世に広め、被害者と支援者のネットワークを作り、被害者が置かれている様々な人権侵害の現状について解決を求めて行くことを目的としております。

まず、実情からお伝えいたします。私ども香害被害者が、自ら香害を招く製品を使うことはありません。にも拘わらず、他者が使用した当該製品の香料や消臭成分等が自宅内に持ち込まれ、日々苦しめられています。それが「移香（いこう）」と呼ばれるものです。

今の合成洗剤や柔軟剤には、香料や消臭成分を詰めたマイクロカプセルという微粒子が配合されています。洗濯で衣類に付いたカプセルは、着用すると摩擦や熱などによって次々と時間差で壊れます。そのたびに有効成分が放出されるため、香りや消臭効果が持続する仕組みになっています。このカプセルの介在で、移香というものが引き起こされていると考えられています。

今や、店頭に並ぶ食品にまで、周囲の人の衣類から放出された香料等の成分が付着しています。外出するだけで服や髪にも移香し、その香料等の化学物質により体調不良になるため、通勤通学もできなくなる人が増えています。

また、外出した家族も、学校や勤め先、移動の公共交通機関、飲食店などの椅子から他者が使用した製品の香料等の化学物質を衣類にべったり付着させた状態で帰宅します。どの家庭でも帰宅するなり着替えや入浴をしてもらわないと、家族と暮らせないという状況にまでなっています。

そして、マイクロカプセル等により何週間も繊維に残るように設計されたこれらの成分は、洗濯しても簡単に落とすことができません。移香した衣類と自分の衣類を一緒に洗濯すると、自分の衣類にまで再移香して着用できなくなるため、別々に洗濯をせざるをえません。こうした無差別に付けられる香料等の化学物質のために、連日、頭痛や吐き気などを起こしながら、何度も漬け置き洗いやお湯洗いを繰り返したり、何日もの天日干しを強いられたりしています。

私どもは使ってもいない製品のために、健康被害ばかりか、膨大な時間と労力、水道・光熱費の負担まで強いられています。何度洗っても移香を落とすことができず、新しい衣類を廃棄するのも珍しいことではありません。いつまで、こんな理不尽を強いられねばならないのでしょうか。

こうした状況のなか、カナリア・ネットワーク全国は、「移香」が、私ども香害被害者の感覚的なものでないことを証明できないかと考え、この春、(有)環境資源システム総合研究所の浦野真弥先生に実証実験をお願いしました。結果につきましては、添付の報告書をご覧ください。間に椅子を入れるという2段階を踏んだ場合でさえも、未使用の衣類に香料成分が付着する「移香」が確認されています。現在、販売されている合成洗剤・柔軟剤等のほとんどのものが、この無作為に他人の衣類等に香料等の成分を付着させる性質を有しています。これが目に見えるものであれば、明らかな他者の器物への汚損であり、製品の欠陥として認められるはずです。

すでに被害を受けている私どもばかりでなく、まだ被害を感じていない人達のためにも、これ以上の健康被害や移香被害が広がらないように、製品の欠陥を明確にして、一日も早く、安全の確保と品質の改善を事業者に求めていただきたく、下記のように要望いたします。ご多忙中恐縮ですが、9月末日までにご回答を下記事務局までいただきたくお願い申し上げます。

記

消費者庁は製品の持つ問題を明らかにし確認するため、国民生活センターに各種実証実験を実施させていただきます。

- ・当該製品を使用した衣類を着用している状況を再現し、周囲に揮発する化学物質の分析を行ってください。
- ・当該製品を使用した衣類は、無香料の石けん等で洗い直しても成分が落ちません。どれだけ残存するか、前後の比較も含めて検証してください。
- ・カナリア・ネットワーク全国で行ったように衣類への「移香」の実証実験を行ってください。
- ・食品への「移香」を検証してください。

※上記は一例です。実証実験の選択は、私ども等被害を訴えている当事者に意見を求めて下さい。

要望の根拠

消費者基本法 第二章第十一条（安全の確保）

国は、国民の消費生活における安全を確保するため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による製品の回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。

「安全を害するおそれ」どころか、当該製品ですでに著しい健康被害が出ている上に、製品を使用していない、周囲の人や物にも移香被害が及び、個々の生活や人権が侵害されています。製品の安全を確保する施策が必要です。上記十一條の遵守を求めます。

消費者基本法 第三章第二十五条（国民生活センターの役割）

独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者から苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

かねてより、他団体からも実証実験の要望が繰り返し出されていることを確認しています。これを行わないということは、上記二十五條の責務を果たしていないのではないのでしょうか。

カナリア・ネットワーク全国が行った実験も、本来、被害当事者が費用を出し合って行うものではなく、国民生活センターが責務として行うべきものと考えます。

以上

連絡先：カナリア・ネットワーク全国 事務局メールアドレス

info@canary-network.org

<https://canary-network.org/>

ホームページ TOP

<https://canary-network.org/category/members-voice/>

被害の声はこちらのページから

